

地域別最低賃金の決定（改正決定）に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示

大分労働局一般公示第 4 号

大分地方最低賃金審議会は、大分県最低賃金の決定（改正決定）について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 25 条第 5 項の規定に基づき、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くので、大分県の区域内で事業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって意見を述べようとするものは、その意見を記載した文書を令和 8 年 7 月 27 日午後 5 時までに、大分地方最低賃金審議会（大分市東春日町 17 番 20 号大分第二ソフィアプラザビル 6 階大分労働局労働基準部賃金室内）あて提出されたい。

令和 8 年 7 月 7 日

大分労働局長 秋山 雅紀